

募集

自立支援医療(育成医療)の申請窓口が変わります

4月から、自立支援医療(育成医療)の申請窓口は、高島保健所から市役所(障害福祉課・各支所住民課・保健センター・健康福祉センター)に変わります。

※自立支援医療(育成医療)は、身体に障がいがある、または現在の疾患を放置すると将来障がいを残す認められる18歳未満の方に対して、必要な医療の給付をする制度です。

障害福祉課 ☎(25)8516

「中央水嶺・高島トレイル」トレッキング参加者募集

高島トレイル運営協議会では、昨年に全ルートが開通した「中央水嶺・高島トレイル」。このトレイルを、地域の大切な資源として市民の皆さんに親しんでいただくため、全長80kmのルートを4月から11月まで9回に分けてご案内させていただきます。

1回目は、トレイルのほぼ中央部にあたる鯖街道の峠として知られている水坂峠から横谷峠までです。お気軽にご参加ください。

日 時 4月20日(日) 8時
今津支所集合 ※雨天中止

歩行距離 約10km

最大高低差 328.2m

参加費 1,000円

募集定員 30人

申込期限 4月15日(火)

申込方法 電話・ファックスで、住所・氏名・年齢・連絡先をお知らせください。

【今後の予定】

- ②5/24(土) 愛発越〜黒河峠
- ③6/29(日) 横谷峠〜木地山峠
- ④7/13(日) 黒河峠〜栗柄越
- ⑤8/30(土) 木地山峠〜なぐほ峠
- ⑥9/20(土) 栗柄越〜近江坂
- ⑦10/18(土) 近江坂〜三重嶽

救命講習受講者募集

4月20日(日)・5月11日(日) いずれも13時〜16時

場 所 高島市消防本部 (今津町日置前5150)

講習内容

- ・普通救命講習Ⅰ(3時間)
- ・心肺蘇生法(人工呼吸・心臓マッサージ)やAED(自動体外式除細動器)の使用方法など

対象者 市内在住者、市内勤務者等(定員30人)

参加費 無料

申込期間 開催日の10日前まで

申込方法 お近くの消防署に申請書(様式)を提出してください。

消防本部警防課 ☎(25)8514

びわくトライアスロン

トライアスロン初心者の登竜門であるこの大会でトライアスロンに挑戦してみませんか?

また、子ども向けトライアスロン&ライフセービング教室を大会前日に開催しますので、ぜひご参加ください。

開催日 7月6日(日)

場 所 高島B&G海洋センター周辺

距離 S600m/B24km/R7km

参加資格 満18歳以上65歳以下の男女(高校生を除く)

定 員 150人

参加費 市外在住1万円、市内在住5千円

〈ちびっこチャンネル〉

距離 1〜3年生(4〜6年生)

S50m/B3km/R800m

S100m/B6.8km/R1.2km

参加資格 小学生の男女

定 員 各50人

参加費 市外在住4千円、市内在住3千円

下水道水洗化融資・補助制度

下水道が使用できるようになった日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する方に対して融資・補助制度を設けています。

「水洗便所改造等資金融資あっせん制度」

改造工事に必要な費用の一部を市が指定した金融機関へ融資をあっせんする制度です。

改造工事一件につき10万円以上で、10万円単位のおっせん額となり、120万円を限度とします。ただし、共同住宅については1戸につき30万円以内で、改造工事1件150万円を限度とします。

「公共下水道水洗化促進事業補助金」

既設のくみ取り便所または、し尿浄化槽を水洗便所に改造する経費のみに対する補助制度です。この補助の対象となる世帯は、生活保護世帯のほかに、市民税の課税状況により決定します。

補助金額は、補助対象工事費の2分の1の額で、7万円を限度とします。

☆いずれも、工事前に申請し、決定を受けていただく必要があります。また、その他一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

下水道課 ☎(22)9001

固定資産の縦覧帳簿の縦覧について

平成20年度固定資産税に係る土地および家屋の縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧できる人 固定資産税の納税者および納税管理人(代理人は委任状が必要)

縦覧期間 4月1日(火)〜6月22日(月) ※土、日、祝日を除く

縦覧時間 8時30分〜17時

縦覧場所 市役所税務課

4月からの児童扶養手当の重要なお知らせ

児童扶養手当の受給開始月から5年以上経過した方(8歳未満の児童を育てている方を除く)で、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない方については、4月から児童扶養手当額が2分の1に減額となります。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は減額になりません。

【減額にならない要件】

- ・就業している
- ・求職活動など自立に向けた活動を行っている
- ・一定の障がいの状態にある
- ・疾病等により就業困難である
- ・子どもや家族の介護のため就業困難である

★減額とならないためには届出が必要です。事前に通知をしますので、必ず、期日までに必要な書類を提出してください。

子ども家庭総務課 ☎(25)8136

5月から窓口での本人確認が法律上のルールになります

本人になりすましての不正な請求や虚偽の届出を防ぐため、現在、市民課および各支所の住民課の窓口で、本人確認が義務づけられています。

学校保健給食課 ☎(22)4475

	小学生	中学生
改定前	3,500円	3,800円
改定後	3,800円	4,200円

(円/月額)

学校給食費負担金の額の改定

これまで、献立の工夫や材料の調達に苦慮しながら、旧町で一番低い金額、県下で最も低いランクの学校給食費を維持して参りましたが、最近の著しい原油価格の高騰は、給食材料の購入に大きな影響を及ぼし、給食費の改定を余儀なくされる状況になりました。4月分から学校給食費の額を次のとおり改定させていただきますことになりました。安心・安全でおいしい給食を提供して行くためにも、保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。